

# 「令和7年度球磨焼酎の認知度向上に向けた飲食店フェア等開催業務」 委託に係る企画コンペ実施要項

## 1 委託業務名

令和7年度球磨焼酎の認知度向上に向けた飲食店フェア等開催業務

## 2 目的

令和2年7月豪雨により甚大な被害が発生した人吉・球磨地域の特産品である球磨焼酎は、約500年の歴史と伝統を誇り、現在でも27社の蔵元があるが他の本格焼酎に比べて認知度が低く、熊本県外ではあまり取り扱われておらず、販売が伸び悩んでいる。

そこで、昨年、日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録された好機を逃さず、酒類の一大消費地である首都圏において球磨焼酎の認知度向上及び販路拡大を図るとともに、豪雨災害からの復興に寄与するため、酒類の一大消費地である首都圏において飲食店フェア等を開催し、球磨焼酎が多くの消費者の目に触れ、飲んでもらうことで、球磨焼酎の認知度向上及び新たなファンの獲得による需要喚起を図る。

## 3 委託業務の内容

別添「業務委託仕様書」のとおり。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月6日（金）まで

## 5 予算額

2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。  
但し、提示額は契約時の予定価格を示すものではないため留意すること。

## 6 実施スケジュール

- |                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 公告（県HP）       | 令和7年（2025年）7月11日（金）   |
| (2) 参加申込書提出期限     | 令和7年（2025年）7月18日（金）正午 |
| (3) 参加資格審査結果通知    | 速やかに実施                |
| (4) 質問書提出期限       | 令和7年（2025年）7月23日（水）正午 |
| (5) 提案書提出期限       | 令和7年（2025年）8月1日（金）正午  |
| (6) 審査（書類審査）      | 令和7年（2025年）8月4日（月）予定  |
| (7) 審査会結果通知       | 速やかに実施                |
| (8) 委託契約内容協議・契約締結 | 速やかに実施                |
| (9) 委託契約終了        | 令和8年（2026年）3月6日（金）    |

## 7 企画コンペの参加資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 複数の法人でグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表団体を選出し、県とのやり取りについては代表団体が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
  - ウ 一つのグループからの申請については、一提案に限る。
  - エ グループの構成員は他のグループの構成員となり又は単独で申請を行うことはできないこと。なお、代表団体及びその構成員は上記の（1）～（6）のすべてを満たすこととする。

## 8 参加申込み及び質問書の提出

本企画コンペに参加を希望する者は、次により参加申込書及び質問書を提出すること。

### (1) 企画コンペ参加申込書等

#### ①提出書類：各1部

ア (様式1) 企画コンペ参加申込書

イ (様式2) 会社概要及び主な受注実績

ウ 登記事項証明書

※法務局が提出日の3カ月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

エ 直近2事業年度分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等)の写し

オ 納税証明書(原本、3カ月以内に発行されたもの)

(ア) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

(イ) 都道府県税に未納がないことの証明書

熊本県内に本店又は支店等がある場合は、各広域本部、各地域振興局、県自動車税事務所のいずれかで発行する「熊本県税(全般)について未納税額はありませぬ」の証明書

熊本県内に本店又は支店がない場合は、本店所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納がないという証明書

※東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書

カ 委任状

※本店の代表者から支店、営業所等の代表者への契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

※現在、熊本県の入札参加資格を有している者は、上記ウからカまでの書類を省略することができる。その場合、(様式1)にある「(参考)入札参加資格」欄に該当する登録番号を記入すること。

②提出方法：持参又は郵送(配達証明に限る)

③提出先：〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16 銀座熊本館3階  
熊本県東京事務所くまもとセールス課(Tel: 03-3572-5021)

④提出期限：令和7年(2025年)7月18日(金)正午必着

※郵送の場合も期限内の必着に限る。

### (2) 質問書

①提出書類：(様式3) 質問書

※口頭による質問は受け付けぬ。

※質問がない場合は、提出不要。

- ②提出方法：電子メール
- ③提出先：ginzakumamoto@pref.kumamoto.lg.jp  
※電話で到達確認をすること。(Tel：03-3572-5021)
- ④提出期限：令和7年(2025年)7月23日(水)正午必着
- ⑤質問に対する回答：提出期限後、質問者を匿名として全ての参加者に電子メールで回答する。

## 9 企画提案参加資格の確認及び資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 企画提案参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により速やかに通知する。
- (2) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、知事に対して参加資格がないと認められた理由について、書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
- (3) 知事は、説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 10 企画提案書の提出

### (1) 企画提案書の内容

企画提案書は、原則としてA4左綴じのクリップ止め(テープ等で止めない。)とし、次の順で編纂すること。なお、提案者名は提案書の表紙以外には記入しないこと。

番号	項目	様式等
1	表紙(提案書)	様式4
2	提案 ① 企画のコンセプト、訴求ポイント ② 球磨焼酎フェアの具体案 ③ 効果的な集客力、話題性の仕掛け ④ 球磨焼酎の普及(認知度及びブランド力向上) ⑤ 飲食店における継続使用に向けた取り組み ⑥ 効果的なフェア告知の方法 ⑦ 効果的な球磨焼酎の魅力発信方法	A4 任意
3	実施体制等 ① 本業務の責任者(所属・職氏名・主な業務経歴など) ② 体制図(スタッフの役割、職務遂行能力・実績など) ③ 直近3年間の本業務と類似する業務実績を評価できる資料、従事予定者の経験・能力を評価できる資料	A4 任意

4	<b>業務工程表</b> ※契約締結から業務完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向けた協議期間を含め、業務の一連の流れが分かるように記載すること。	A4 任意
5	<b>見積書</b> ※業務項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠が分かるよう記載すること。 ※消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と合わせて合計金額を記載すること。 <b>※担当者名（社名等を含む）は記載しないこと。</b>	A4 任意

## (2) 提出方法等

- ①提出方法：持参又は郵送（配達証明に限る）
- ②提出部数：5部（正本1部、副本4部）
- ③提出先：〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16 銀座熊本館3階  
熊本県東京事務所くまもとセールス課（Tel：03-3572-5021）
- ④提出期限：令和7年（2025年）8月1日（金）正午必着  
※郵送の場合は、期限内に必着。

## (3) 企画提案書を無効とする場合

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

- ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき
- イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき
- オ その他、審査での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき

## (4) 提出された企画提案書の取扱い

- ①一度提出のあった書類については、追加、差し替え及び再提出は原則として認めない。
- ②提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- ③提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
- ④県は、提案書の審査及び説明のため写しを作成、使用することがある。
- ⑤提出された提案書は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）に基づき公開することがある。

## (5) 注意事項

事業実施においては、提案内容をベースに実施することとするが、内容について協議のうえ変更する場合がある。

## 11 審査会（書類審査）の開催

企画提案書の提出期限終了後、審査会において、評価項目に基づき提案書等に記載された内容を審査し、委託候補者を一者選定する。

なお、必要に応じて電話等によるヒアリングを行う。

選考結果については、提案書記載の住所あて文書にて通知する。

### （１）評価項目

選考に当たっては、次の評価項目について審査を行う。

審査項目		評価項目	配点
1	適確性  （事業の目的・仕様書の理解）	・業務委託仕様書の「目的」、「内容」を十分理解したものであるか。 ・球磨焼酎フェアの内容について、球磨焼酎の魅力を発信できるものとなっているか。 ・実施場所について、十分な集客が見込めるものとなっているか。	10
		・球磨焼酎を多くの方に知って（飲んで）もらうための仕掛けや工夫があるか。 ・話題性のある内容となっているか。	25
		・飲食店における球磨焼酎の継続使用、普及に係る効果的な取り組みが提案されているか。	25
		・球磨焼酎フェアについて、効果的な告知方法が提案されているか。 ・球磨焼酎について、効果的な情報発信方法が提案されているか。	10
2	計画性	・期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっており、準備期間に無理はないか。	10
3	経費の妥当性	・予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費（積算単価や数量）が適切に見積もられているか。	10
4	実施体制等	・本業務を運営・遂行する実施体制を有しているか（業務の調整・準備・実施に際し、十分に遂行できるスタッフ数が確保されているか。） ・本業務と類似の契約実績がどの程度あるか、関連した契約実績があつて業務を遂行するに当たり有益な知見、情報収集能力を有しているか。	5

5	持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例に基づく取り組み	<p>以下の①～④の項目に、1項目以上該当している場合は1点、2項目以上該当している場合は3点、3項目以上該当している場合は5点とする。</p> <p>① 熊本県ブライト企業の認定を受けているか</p> <p>② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか</p> <p>③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または、森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか</p> <p>④ 熊本県SDGs登録制度に登録しているか</p>	5
---	---------------------------------	---	---

## （2）審査会

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行う審査会を置くこととし、選考委員は、熊本県東京事務所の中から業務の関連を考慮し5人を選出する。

## （3）審査及び委託候補者の選定

- ① 審査会では、提案書の内容を上記（1）の評価項目に基づき審査し、最高得点者を委託候補者として選定する。
- ② 選考委員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。また、最低基準を250点とするとともに、最低基準を満たした者がいなかった場合は、委託候補者該当なしとして再度公告する。
- ③ 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した選考委員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに、同点の場合は、選考委員の多数決により決定する。
- ④ 委託候補者が、「7 企画コンペの参加資格」に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。
- ⑤ 審査後、選考結果のみ通知し、採点結果は公表しない。

## 12 参加者が1者である場合の措置

- （1）参加する者が1者であっても、審査会を実施する。
- （2）参加する者がいなかった場合、再度公告する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。なお、再度公告し、参加申込者が1者以上の場合、審査会を実施するものとする。

## 13 委託契約の締結

熊本県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算額の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者との契約について協議する。

## 14 契約保証金

契約に当たっては、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。

なお、納付された契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

ただし、熊本県会計規則第78条の規定に該当する場合は免除とし、具体的には、次のとおり。

- (1) 保険会社との間に熊本県を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。
- (2) 過去2年間において、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

## 15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
- (2) 企画に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。
- (3) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届（様式5）を提出すること。
- (4) 本事業の実施について、この要項に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

## 16 所管

熊本県東京事務所くまもとセールス課

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-3-16 銀座熊本館 3階

TEL : 03-3572-5021 / fax: 03-3572-6714